

保育提供体制確保のための「実施計画」による 財政支援について (令和8年度保育施設等整備計画)

香取市子育て支援課



就学前教育・保育施設整備交付金 (こども家庭庁資料抜粋)

【事業の目的】

保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備する。

【事業概要】

市が策定する整備計画に基づき、保育所、認定こども園、及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、国が市に交付金を交付する。

【対象事業】

・保育所整備事業（私立） ・幼保連携型認定こども園整備事業（私立） ・認定こども園整備事業（保育所型・幼稚園型）（私立）
・公立認定こども園整備事業（教育部分に限る） ・小規模保育整備事業（私立・公立） ・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業（私立・公立）
・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

【対象施設】

保育所、幼稚園（認定こども園へ移行する場合）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所

【補助割合】

原則 国：1/2、市1/4、事業者1/4

<補助率の嵩上げについて>

以下に該当する場合には、補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）【国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4】

- 待機児童対策※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る
待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）において、財政力指数が1.0未満の市町村かつ、20人以上の定員増加に必要な整備であること等
- 人口減少対策※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」および「教育部分」に適用する
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
乳児等通園支援事業を実施することも誰でも通園制度総合支援システムを導入（予定）の市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）



保育提供体制の確保のための実施計画 (こども家庭庁資料)

こどもまんなか
こども家庭庁

保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援について

成育局 保育政策課

地域の課題に対応した財政支援

- 「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けた自治体に対して、下記のとおり財政支援を行う。(R7年度採択市区町村数 645市区町村(令和7年12月時点))

採択分類・採択対象

【認可保育所等(※1)】

1. 待機児童対策

【1.①の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村(※2)

【1.②～⑥の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去3年以内に待機児童が生じている市区町村(※3)

2. 人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村(※4)

3. 地域の課題に応じた対策

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

※1 認可保育所等における採択について、同一自治体に対して1～3の複数の採択を可能とする。

※2 既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合であって、就学前教育・保育施設整備交付金の財政支援(設置主体の緩和)を希望する場合には、経過措置として従前の採択要件により採択対象とする。

※3 令和5年度または令和6年度に実施している自治体は、令和8年度以降に採択の対象外となった場合でも令和10年度未までは経過措置として財政支援の対象とする。

※4 財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

【1. 待機児童対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の 高上げ(1/2→2/3) (※5) 設置主体の要件緩和(※6)
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業(予約制)	補助要件
④一時預かり事業(一般型)	緊急一時預かりの補助要件
⑤認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて 実施する場合の加算要件
⑥幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

【2. 人口減少対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率 の高上げ(1/2→2/3) 設置主体の要件緩和(※6)

【3. 地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①保育士宿舍借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合 や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する 施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援 事業	補助要件
④利用者支援事業(基本型)	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加 算の加算要件
⑤利用者支援事業(特定型)	補助要件
⑥一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	補助要件

【こども誰でも通園制度】

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の高上げ(1/2→2/3)

※5 実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。

※6 設置主体の要件緩和は就学前教育・保育施設整備交付金のみ。



令和8年度交付金活用事業（整備計画）

【認定こども園の大規模修繕】

（1）おみがわこども園

- ・現状…園舎保育室及びテラスに設置の木製引き戸が、経年による歪み、レール破損が生じており、開け閉めが不自由。
- ・修繕内容…木製引き戸を、アルミ製引き戸へ交換する工事
- ・工事費…33,000千円（うち交付金額16,500千円）
- ・実施時期…R8.5～R8.7

（2）たまつくり保育園

- ・現状…園舎の雨漏り、照明器具の老朽化による照度不足が生じている。
- ・修繕内容…屋根の雨漏り修繕及び塗装工事、照明器具のLED化。
- ・工事費…19,185千円（うち、交付金額10,551千円）
- ・実施時期…R8.10～R9.3

【認定こども園の改築工事】

（1）瑞穂めぐみこども園（実施計画による財政支援）

令和8年4月から民営化する瑞穂保育所園舎の老朽化による園舎新築、既存園舎解体工事（～R9年度）

採択要件：認可保育所等（人口減少対策）（国庫補助率1/2⇒2/3）

- ・工事費…600,700千円（うち交付金額134,870千円）
- ・実施時期…R8.4～R9.9

【こども誰でも通園制度のための施設整備】

（1）あげひばり保育園（実施計画による財政支援）

概要：こども誰でも通園制度実施に伴う、施設増築工事（保育室、トイレ等の整備）

採択要件：こども誰でも通園制度（国庫補助率1/2⇒2/3）

- ・工事費…26,917千円（うち交付金額14,331千円）
- ・実施時期…R8.10～R9.3

